

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
中央子ども家庭センター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 583 1629 760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年3月31日</td> <td>令和4年4月1日</td> <td>令和4年4月4日</td> <td>620円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年3月31日	令和4年4月1日	令和4年4月4日	620円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過誤払旅費に関しては、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。 また、本事例について所属内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。 今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に重複登録がないかの確認を行うとともに、旅費支給事務を行う際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	令和4年3月31日	令和4年4月1日	令和4年4月4日	620円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月27日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容								
中央子ども家庭センター	人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。					<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1367 2383 1650"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今回の検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止のため、職員に対し、サービスに係る申請を適正に行うよう周知徹底を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実にを行うよう注意喚起を行った。</p>
	根拠	条文	具体例	備考											
	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年6月22日</td> <td>午前9時00分から午後0時00分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間		職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和3年6月22日	午前9時00分から午後0時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)			
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間											
A	人間ドック	令和3年6月22日	午前9時00分から午後0時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年6月25日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	B	人間ドック	令和3年6月25日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)										
B	人間ドック	令和3年6月25日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年6月29日</td> <td>午前9時00分から午後2時00分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	C	人間ドック	令和3年6月29日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)										
C	人間ドック	令和3年6月29日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月27日)

固定資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>中央子ども家庭センター</p>	<p>公有財産台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合、滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から減額（以下「除却」という。）する必要がある。また、除却する取得価額は、固定資産計上基準表で定める方法で算定することとなっている。</p> <p>下記の工事における除却する取得価額の算出については、再調達価額を用いた方法としていたが、再調達価額に付随的支出（工事監理費）が含まれておらず、その結果、資産が過大計上されていた。</p> <p>施設名：中央子ども家庭センター（なにわプラット） 異動年月日：令和4年3月10日</p> <p>公有財産財産台帳 登載内容（令和4年10月27日現在）</p> <table border="1" data-bbox="492 919 1210 999"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>除却した取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降機設備改修工事</td> <td>24,073,169円（注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）付随的支出（工事監理費）が含まれていない</p>	工事名	除却した取得価額	昇降機設備改修工事	24,073,169円（注）	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録）</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。 （以下略） （台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>五 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> <p>【5】除却・取替処理方針</p> <p>1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合 次の方法で台帳から除却を行う。</p> <p>（2）1 財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。 ⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。 ③再調達価額と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出</p>	<p>是正を求める事項について、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、改めて除却した取得価額を積算し、公有財産台帳を修正した。</p> <p>今回の検出事項は、固定資産計上に係る担当者の理解不足が原因である。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等を十分確認し、適正な事務処理を行う。</p>
工事名	除却した取得価額						
昇降機設備改修工事	24,073,169円（注）						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月27日）